第二十八号書式　　（平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正）

|  |
| --- |
| 普通恩給失権事由非該当申立書 |
| １　刑に処せられたこと等に関する申立て　　（次の該当する番号に○印をつけてください。）　　　　　　　　　　　　　(1)　退職（復員等）後公務員（旧軍人等）は　　　　　　　　　　　　　(2)　別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に次の事項に該当したことがない。・　３年を超える懲役又は禁の刑に処せられたこと。・　在職中の職務に関する犯罪により禁以上の刑に処せられたこと。・　国籍を失ったこと。 |
| ２　再就職に関する申立て（次の該当する番号に○印をつけてください。）公務員（旧軍人等）は退職（復員等）後、国家公務員、地方公務員共又　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(1)ない。は旧公共企業体（三公社）職員として勤務したことが　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(2)ある。（(2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。）勤務期間　　　　　　　年　　　月　～　　　　　　年　　月　勤務先・官職名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　勤務期間　　　　　　　年　　　月　～　　　　　　年　　月　勤務先・官職名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（上記の期間、勤務した公務員が死亡したことにより、あなたが扶助料又は遺族（共済）年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。）証書記号番号・年金コード　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　証書の発行機関　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

申立者氏名